

1 民法総則

胎児の権利能力

権利能力

■胎児を巻き込む、不意の騒動

胎児の権利能力

→不法行為に基づく損害賠償請求（721条）、遺贈（965条）、相続（886条）



■解説

- ・権利能力……私法上の権利を有し、義務を負う資格（権利義務の帰属先となる地位）のこと（法人の場合は「法人格」）

- ・権利能力の始期……自然人は、出生とともに権利能力を取得する（民3 I）

→自然人は出生とともに権利能力を取得するから、胎児には権利能力がない

↓しかし

①不法行為を理由とする損害賠償請求（民721）、②相続（民886 I）、③遺贈（民965）については、胎児は「既に生まれたものとみな」される※

※「既に生まれたものとみな（す）」の意味→胎児の段階では権利能力はないが、生きて出生した場合には、さかのぼって権利能力があったことにするという意味（停止条件説、大判昭7.10.6）

- ・権利能力の終期……自然人の権利能力は、死亡によって消滅する